

別紙 2

七十七銀行健康保険組合が保有する個人情報の第三者提供、共同利用等の公表について 新旧条文対照表

新	旧
<p>1. (略)</p> <p>2. 個人情報の共同利用について</p> <p>個人情報保護法においては、<u>個人データを第三者に提供する場合</u>、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用 については、<u>法律上</u>、第三者提供に当たらないことと なっています。当組合では、<u>健康保険組合連合会</u>（以下「健保連」という。）及び株式会社七十七銀行他、当組合加入の事業主と個人情報を共同利用しております。</p> <p>したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の<u>利用目的</u>、⑤個人データ管理責任者名<u>及び住所並びに法人代表者の氏名</u>について、次のように公表いたします。</p> <p>(1) 健保連との「高額医療給付に関する交付金交付事業（以下「高額医療事業」という。）の共同実施について</p> <p>当組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、<u>組合が高額な医療費が発生した場合に</u>、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 個人情報の共同利用について</p> <p>個人情報保護法では、<u>個人情報を第三者に提供する場合</u>、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併に伴う提供、③グループによる共同利用 については第三者提供には当たらないこと <u>に</u>なっています。当組合では健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）及び株式会社七十七銀行他、当組合加入の事業主と個人情報を共同利用しております。</p> <p>したがって、法律で求められている①共同利用する<u>趣旨</u>、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の目的、⑤個人データ管理責任者名<u>もしくは名称</u> について、次のように公表いたします。</p> <p>(1) 健保連との「高額医療給付に関する交付金交付事業（以下「高額医療事業」という。）の共同実施について</p> <p>当組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、<u>組合において高額な医療費が発生した場合に</u>、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、</p>

新	旧
<p>レセプト請求金額などを記録（記載）した「<u>交付金交付申請総括明細データ</u>」、もしくは「<u>交付金交付申請総括明細書</u>」を<u>健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループ</u>に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されること<u>と</u>なります。</p> <p>A. <u>共同利用する個人データ項目について</u> 「<u>交付金交付申請総括明細データ</u>」もしくは「<u>交付金交付申請総括明細書</u>」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目。</p> <p>B. <u>レセプトデータを共同利用する者の範囲について</u> a. 当組合個人情報取扱責任者、個人情報保護管理担当者、交付金交付事業担当者 b. <u>健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループ</u> c. <u>業務委託先</u> 公益財団法人日本生産性本部 I C T ・ヘルスケア推進部及び協力会社</p> <p>C. <u>レセプトデータを共同利用する者の利用目的について</u> 当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。 <u>健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループ</u>においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。 また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。</p>	<p>診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「<u>交付金交付申請総括明細データ</u>」、もしくは「<u>交付金交付申請総括明細書</u>」を<u>健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当</u>に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されること<u>に</u>なります。</p> <p>A. 共同利用する個人データ項目 「<u>交付金交付申請総括明細データ</u>」もしくは「<u>交付金交付申請総括明細書</u>」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目。</p> <p>B. <u>レセプトデータを共同利用する者の範囲</u> a. 当組合個人情報取扱責任者、個人情報保護管理担当者、交付金交付事業担当者 b. <u>健保連交付金交付事業グループ・高額医療担当職員、公益財団法人日本生産性本部 I C T ・ヘルスケア推進部及び協力会社</u></p> <p>C. <u>レセプトデータを共同利用する者の利用目的</u> 当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。 <u>健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当</u>においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。 また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。</p>

新	旧
<p>D. レセプトデータ等の管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名</p> <p>七十七銀行健康保険組合 宮城県仙台市青葉区中央 3 - 3 - 2 0 理事長 <u>黒田 隆士</u> 管理責任者 常務理事 <u>(削除)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>D. レセプトデータ等の管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名</p> <p>七十七銀行健康保険組合 宮城県仙台市青葉区中央 3 - 3 - 2 0 理事長 <u>小林 寛</u> 管理責任者 常務理事 <u>健康保険組合連合会</u> <u>東京都港区南青山 1 - 2 4 - 4</u> <u>会長 宮永 俊一</u> <u>管理責任者 組合サポート部 部長</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3. (略)</p>